

個人情報の安全確保等に関する特約条項

甲及び乙は、個人情報の安全確保等に関し、次の特約条項を定める。

(総則)

第1条 乙は、善良なる管理者の注意をもって委託（役務提供）業務を行うものとする。

(漏洩の防止)

第2条 乙は、個人情報の漏洩等防止のため、適切な措置をとらなければならない。

(秘密の保全)

第3条 乙は、この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(個人情報の目的外使用等の禁止)

第4条 乙は、委託（役務提供）業務に係る個人情報を他の目的で使用してはならない。また、当該情報を第三者に閲覧又は提供してはならない。

(個人情報の複製)

第5条 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(個人情報の管理)

第6条 乙は、個人情報の管理について、定期的に検査を行うものとする。また、甲が特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に乙の工場等の関係場所に立ち入り調査させることができる。

(その他)

第7条 委託（役務提供）業務に関し事故等が発生した場合、乙は、速やかにその内容を甲に報告するものとする。